

法令等の改正・お知らせ

自動車技術安全部からのお知らせ

令和7年4月から、車検を受けられる期間が延長されます。

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係法令の改正により、**車検証の有効期間満了日の「2ヶ月前」から車検**が受けられることとなります。

車検は、年度末が大変混雑するため、余裕を持った受検にご協力をお願いします。
 (※今年度末に限っては、過渡期のため、検査を受ける日にご注意ください(次ページ参照)。)



車検の受検可能期間の拡大

【現行】

車検証の**有効期限前 1ヶ月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



【改正後】

車検証の**有効期限前 2ヶ月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【問い合わせ先】

物流・自動車局

自動車整備課

03-5253-8599

保障制度参事官室

03-5253-8582

自動車技術安全部からのお知らせ

■車検を受けられる期間の延長について

今年度末に限っては過渡期のため、
例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年5月15日の自動車が

**令和7年3月中に車検を受けると
残っていた車検期間が「短縮」されます!!**

【2年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月31日	令和9年3月30日



**有効期間
短縮!!**

4月1日以降に車検を受けると…

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年4月1日	令和9年5月15日

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正(令和5年10月公布)



令和5年10月10日
物流・自動車局安全政策課

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました

貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令の改正等が本日公布されました。

1. 背景

令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を行いました。

2. 新制度の概要

- (1) 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等
一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について1年間の保存義務があるところ、当該保存期間を3年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。
 - (2) 録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け
一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。
 - (3) アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け
一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、(2)により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。
 - (4) デジタル式運行記録計の使用の義務付け
一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をデジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として3年間保存することを義務付けます。
 - (5) 安全取組の公表内容の拡充
一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。
- 改正した運輸規則等は以下 URL から確認いただくことができます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

1. 背景

令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してきたところ、今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）について、所要の改正等を実施

➡ 改正した運輸規則、パンフレットは以下URLから確認できます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html



パンフレット抜粋

点呼

点呼の様子を動画保存

保存期間 90日間

1日の乗務の前後等に実施している点呼では、運転者の方の酒気帯びの有無や、疲労・睡眠不足の状況などを確認していますが、その様子の一部始終を動画で撮影・保存してください。

運転者の識別が可能

点呼実施者・運転者の映像＆音声両方必要

音声は点呼時の指示事項等のやり取りが分かるように

後方から運転者を撮影しており、識別が困難

天井に備え付けの監視カメラ、スマートフォン、パソコン内蔵のWebカメラで保存する等、機器は問いません
※映像と音声の両方記録できること、運転者を識別できることが必須

電話点呼の場合は、点呼実施者・運転者双方のやり取りの録音のみでOKです。
スマートフォンの録音アプリ、通信事業者が提供する通話録音サービス、電話のスピーカーフォンとボイスレコーダーで保存する等、録音方法は問いません。

機器が故障した場合は、故障内容及び日時を記録して電磁的方法で90日間保存し、機器を速やかに修理、交換してください

撮影日が分かるよう、ファイル整理をお願いします
(ファイル名や保存日など)

アルコールチェック

アルコールチェックの様子を撮影保存

保存期間 90日間

酒気帯びの有無の確認時に行うアルコールチェックの際に、検知器による呼気の検査中の顔写真を撮影・保存してください。

検査中の運転者の顔が容易に確認できる

検査中の運転者の顔が容易に確認できない

点呼の動画内で、アルコールチェック時の運転者の顔が容易に識別できる場合は、改めての写真撮影は不要です

電話点呼の場合、顔写真を撮影・保存することが必須ですが、ドライブレコーダーによるアルコールチェック時の映像で代えることも可能です

点呼を実施した日を1日目とし、そこから90日間の保存をお願いします

正しいアルコール数値を計測するために、メーカーが指定する測定方法を守りましょう

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正(令和5年10月公布)

2. 新制度の概要

(1) 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等

一般貸切旅客自動車運送事業者には、運送引受書、手数料等の額を記載した書類、点呼の記録、業務記録及び運行指示書について1年間の保存義務があるところ、当該保存期間を3年間に延長します。また、点呼の記録については電磁的記録として保存することを義務付けます。

(2) 録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については、録音のみ）して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

(3) アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者がアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行う際に、(2)により録画をしている場合を除き、当該呼気の検査を行っている状況の写真を撮影して、その電磁的記録を90日間保存することを義務付けます。

(4) デジタル式運行記録計の使用の義務付け

一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業に使用する自動車の運行距離等を運行記録計により記録し、当該記録を保存しなければならないところですが、本記録をデジタル式運行記録計により行い、電磁的記録として3年間保存することを義務付けます。

(5) 安全取組の公表内容の拡充

一般貸切旅客自動車運送事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加します。

3. スケジュール

公布：令和5年10月10日

施行：令和6年4月1日（ただし、令和6年3月31日以前に新規登録を受けた事業用自動車に係る運行記録計による記録については、令和7年3月31日までの間は、アナログ式運行記録計による記録でも良い。）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

確実な運行管理の実施に向けた対策

- 重大事故を起こした事業者の大半は、点呼の未実施など運行管理が不十分。
- バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、「デジタルコ装着の義務化」、「アルコール検知時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月以降、順次実施する。

運行記録計

アルコール検知

点呼記録

現状

アナタコ
or
デジタコ

呼気中のアルコールを検知

紙や電磁的方法で
1年間保存

デジタコのみ

呼気中のアルコールを検知
+

使用時の画像記録

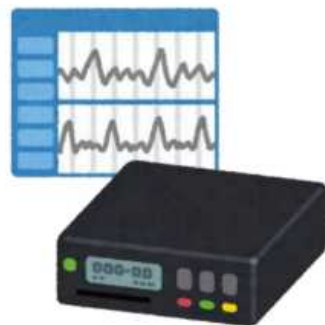
電磁的方法で3年間保存

+

動画(音声含む)で
点呼の様子を撮影の上、
90日間保存

制度改正後
(令和6年4月※)

※ 一部の施行は令和7年4月



監査や巡回指導において、
確実に点呼が行われているか確認

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

遠隔点呼・業務後自動点呼に係る法令改正について(令和6年3月29日)

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則では、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能としています。

1. 関連告示・通達

【告示】

- [対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示\(令和5年国土交通省告示第266号\)](#)
 - [対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示\(令和6年国土交通省告示第278号\)](#)
- (参考) ・ [遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント\(2024年3月\)](#)
・ [改正後全文\(令和6年3月\)](#)

【通達】

- [旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について](#)
- [貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について](#)
- [業務後自動点呼機器認定要領](#)

本改正により、遠隔点呼等ができる場所や設備について一部緩和されました。

国土交通省のホームページにおいて、各種情報が掲載されています。

- ・ [関連告示、通達、QA](#)
- ・ [関係書類一覧、チェックリスト、参考情報](#)
- ・ [自動点呼機器の認定機器](#)

○国土交通省告示第二百七十八号
旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第二十四条第一項から第三項までの規定に基づき、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年三月二十九日
国土交通大臣 斎藤 鉄夫

部を改正する告示
対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和五年国土交通省告示第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものには当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント (2024年3月)

【共通】

1. 車内や運転者の自宅で遠隔点呼や自動点呼を実施できるようになるのですか。
○改正後の告示第4条第3号及び第8条第2号に基づき、遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他これらに類する場所(運転者の自宅も含む。)として、実施が可能になります。

2. 通信障害やサーバーダウンにより機器による点呼が行えない場合はどうしたらよいのでしょうか。
○乗務「前」に障害でインターネットが通じず、遠隔もしくは対面の点呼ができない場合は、安全性の観点から、決して乗務を行わないでください。
○乗務中に通信障害等が発生して乗務を終了する場合、乗務「後」の点呼は、機器が使えない場合に限り電話での実施で構いません。この場合、運転者が所属する営業所の運行管理者や補助者のみ点呼が実施できます。なお、電話も障害で通じない場合は、ドライバー名、日時、自動車のナンバー、アルコール検知器の測定結果、運行状況をドライバーが記録し、障害復旧し次第、自身が所属する営業所の運行管理者等に送付し、営業所においてはその記録を、点呼記録と同期間保存するようお願いいたします。

【遠隔点呼】

3. 遠隔点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。
○各事業者様で告示第5条の条件を満たすことを確認し、機器を選定ください。なお、遠隔点呼はパソコンやアルコール検知器等のベーシックな機器の組み合わせでも実施できることから、機器認定は行っておりません。
4. 遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、運転者の顔を随時明確に確認できる環境照度の確保が求められていますが、具体的に何ルクス以上とすれば良いですか(第6条第1号関係)。
○具体的な定量基準は設けていません。遠隔点呼を実施する際に、運行管理者等が運転者の状況を随時明確に確認できるように環境照度を設定してください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_00082.html
または「運行管理高度化ワーキンググループ」で検索願います



自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック（貨物軽）のみ

貨物軽自動車運送事業における事業用車両の共同使用について（令和6年3月29日）

- 貨物軽自動車運送事業者は、**事業用車両を1両しか保有しない個人事業主が多くを占める**が、こうした事業者は、点検・修理等の間に事業を行うことができないことから、**点検・修理等の時間や費用を抑え、必要な安全対策が講じられないおそれがある。**
- こうした状況を踏まえ、「物流革新に向けた政策パッケージ」においても、「**個人事業主間で車両の共同使用を認める新たな制度について具体化する**」こととされたところ。
- 貨物軽自動車運送事業者が**安全を確保した上で、事業を継続**できるよう、関係者間で**事前に協定を締結**することを前提として、運輸支局へ使用車両の変更届出等を行うことなく、**他の事業者が保有する事業用車両を共同で使用**できることとする措置を講じる（令和6年度制度運用開始）。

改正前

運輸支局等

③ 使用車両の変更届出
／車検証の書き換え



改正後

運輸支局等

① 共同使用車両に
係る協定の締結

・車両番号
・運行管理、車両管理主体
・事故時の責任関係 等



※例として、個人事業者と法人事業者としているが、個人事業者同士の共同使用を妨げるものではない。

【参考】「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日 「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」決定）（抄）

1. 具体的な施策 （2）物流の効率化

⑫ 軽トラック事業の適正運営や安全確保【国交省】

… また、個人事業主である軽トラック事業者のドライバーの輸送の安全を確保するため、軽トラック事業者のドライバーが車両の法定点検や故障等の際に、安全や損害賠償の支払に必要な措置を講じた上で、**個人事業主間で車両の共同使用を認める新たな制度について具体化する。**

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **トラック（貨物軽）のみ**

貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正（令和6年10月1日）

【背景】

近年、軽自動車による運送需要が拡大している一方、平成28年から令和4年にかけて、保有台数1万台当たりの事業用軽自動車の死亡・重傷事故件数は、約5割増加している状況。

上記を踏まえ、令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）が公布され、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）等についても所要の改正、新制度を設けた。



【新制度の概要】

1. 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者は除く）に対して、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任し、講習の受講を義務付けるほか、当該選任時には運輸支局等を通じて国土交通大臣への届出を行うことを義務付け

2. 業務記録の作成・保存の義務付け

貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者は除く）に対して、毎日の業務開始・終了地点や業務に従事した距離等の記録の作成及び1年間の保存を

3. 事故記録の作成・保存の義務付け

貨物軽自動車運送事業者に対して、事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録の作成及びこれらの記録の3年間の保存を義務付け

4. 国土交通大臣への事故報告の義務付け

貨物軽自動車運送事業者に対して、死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局等を通じて国土交通大臣への報告を義務付け

5. 国土交通大臣への事故報告の義務付け

貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者は除く）に対して、特定の運転者※への特別な指導及び適性診断の受診を義務付けるとともに、運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くことを義務付け

※事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **トラック（貨物軽）のみ**

貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正（令和6年10月1日）

貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されました



一人で事業を行っている場合は、自ら実施してください。

主な安全対策

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年に法令を改正し、令和7年4月から安全対策を強化することとした。本リーフレットでは新たな安全対策を含め、主なものをまとめています。貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。定められた安全対策をしっかりと行うことで、安全運行に努めてください。

法令で定められている事項	概要	実施タイミング
NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講	●貨物軽自動車安全管理者は選任前に加えて、選任後も2年ごとに受講しなければなりません。	—
NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出	●営業所ごとに選任し、選任時には法令で定められた事項について、運輸支局等を通知して国土交通大臣に届出なければなりません。	—
NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診	●法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診させなければなりません。	—
健康状態の把握	●運転者に対して、雇い入れる際や1年に1回健康診断を受診させ、受診結果を事業者へ提出させなければなりません。	—
運転者に対する指導及び監督	●運転者に対して、運行の安全確保のために必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督を毎年実施しなければなりません。	—
点呼	●運転者に対して、乗務の前後に必要事項を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。	乗務前 乗務後
運転者の勤務時間の遵守	●運転者の勤務時間は、法令で定められた時間の範囲内に収めなければなりません。	乗務前 乗務中 乗務後
異常気象時における措置	●台風接近時に必要に応じて運行を中止したり、雪道では専用タイヤを装着するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければなりません。	乗務前 乗務中
NEW 業務の記録	●法令で定められた項目について記録を作成し、1年間保存しなければなりません。	乗務前 乗務後
過積載の防止	●過積載による運送を前提とする運行計画の作成や運送の引き受け、指示をしなければなりません。	乗務前
貨物の適正な積載	●貨物の積載が、前後や左右で偏らないようしなければなりません。 ●荷崩れして貨物が落下しないよう、ロープやシートを掛けなければなりません。	乗務前 乗務中
NEW 事故の記録	●事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等を記録し、3年間保存しなければなりません。	乗務後
NEW 国土交通大臣への事故報告	●死傷者を生じた事故等について、運輸支局等を通知して国土交通大臣へ届出なければなりません。	乗務後

○詳細は以下URLでご確認いただけます。

国土交通省HP
「貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するための制度改正について」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000172.html



○中部運輸局管内において、本制度改正の説明会が開催されます。

日時：令和7年1月17日（金）
場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口
バンケットホール 3A（愛知県名古屋市中村区椿町1-16）
説明者：国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 担当官
参加方法：以下URL又は二次元バーコードからお申し込みください。
なお、参加費は無料です。

URL

https://www.e-toroku.jp/ticket/user/form/index?form_id=mlit_keikamotsu

二次元バーコード



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

運行管理の一元化(令和6年4月2日)

運行管理高度化ワーキンググループ(旧:運行管理高度化検討会)において、運行管理に活用可能な情報通信技術(ICT)を活用した、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消のための検討がなされてきたところ。今般、同一事業者内において、運行管理業務を一の営業所に集約させ、他の営業所の管理ができるよう通達が発出。

現行の運行管理

【点呼】

運行管理者が同じ営業所等に所属する運転者に対し、乗務前後に原則対面で点呼を実施



【運行指示、労務管理等】

運行管理者が同じ営業所に所属する運転者に対し、運行指示等を実施



【遠隔点呼の実施】

運用中

ICTを活用し、カメラ・モニターを通じて運行管理者が遠隔から点呼を実施できるようにする



【運行指示者の一元化】

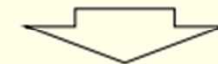
実証実験中

運行管理者が他営業所の運転者に対しても運行指示等を実施できるようにする



運行管理の一元化

運行管理業務の一元化
(同一事業者内)



統合営業所



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html
または「運行管理高度化ワーキンググループ」で検索願います



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）

バス車内事故防止のための啓発動画(国土交通省YouTubeチャンネル)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

乗合バスにおける事故のうち、約3割は車内事故によるものとされており、特に車内事故による負傷者は高齢者の方が多く、高齢者の方が負傷した場合、寝たきりの生活になる場合も確認されております。

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和7年に車内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、ぜひご覧ください。



少しの加減速による揺動でも転倒の危険性があります。

乗客の方々向け



バスの急ブレーキは、車内の転倒事故に繋がること知っていただき、

一般ドライバーの方々向け

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）

バスの安全運行の徹底について（令和6年2月19日付国自安第139号）

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで3件の報告があったところ、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況。



国土交通省は、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

（1）バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。

（2）交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

【参考】令和6年に発生したバスの死亡事故

● 2月1日（木）午前9時58分頃、福島県会津若松市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが停留所から発進した際、当該バス停で降車した歩行者を轢いた。この事故により、当該歩行者が心肺停止となり病院に運ばれ、その後死亡した。

当該歩行者は前扉から降車した後、ふらついてバスの左前方に転倒したところ、運転者は発進のため右側に注意を向けていたため、歩行者に気づかず発進した模様。

● 2月13日（火）午前10時50分頃、広島県大竹市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せ運行中、交差点を青信号で右折する際に、同じく青信号で横断歩道を左から右に横断中の歩行者と衝突した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（タクシー）

タクシーの安全運行の徹底について（令和6年8月22日付国自安第52号）

令和5年にタクシー事業者が引き起こした交通事故は、令和4年に比べ約500件増加し、令和5年の死亡事故は令和4年に比べ1.6倍増となった。令和6年にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、自動車事故報告規則に基づく報告によると令和6年7月末時点の速報値で33件（内、横断中の人との事故が14件、路上横臥中の人との事故が6件）あり、死亡事故の6割が21時から6時の間に発生しています。「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下とした目標を既に超えており、非常に憂慮すべき事態。

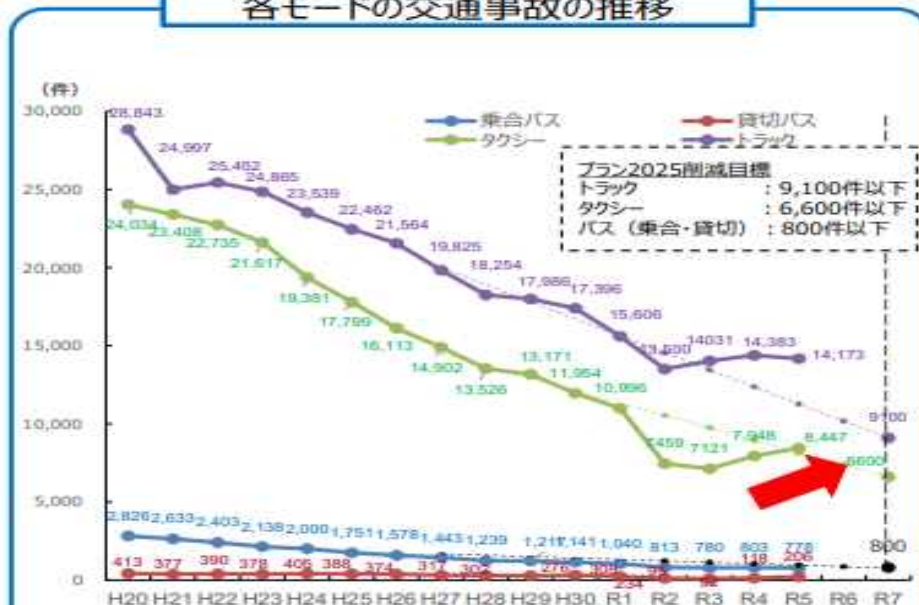


国土交通省は、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

歩行者等を早めに発見するため、

- ・夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと
 - ・見通しの悪い交差点では徐行や停止すること 等
- 対歩行者の事故防止について周知徹底を依頼

各モードの交通事故の推移



出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

各モードの交通事故死者数の推移



出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（タクシー）

タクシーの安全運行の徹底について（令和6年8月22日付国自安第52号）

（参考）令和6年7月に発生したタクシーの死亡事故

発生日	時刻	場所	死者数	当時の状況
7月3日	15:50	京都府	1	国道において、京都府に営業所を置く個人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、別の事故により対向車線から投げ出されてきたオートバイの運転者が、当該個人タクシーに衝突。
7月6日	3:00	沖縄県	1	法人タクシーが空車で運行中、路上に横臥していた歩行者を轢過。この事故により、当該歩行者が死亡。
7月9日	7:50	東京都	1	東京都墨田区の片側3車線の都道において、東京都に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、青信号で交差点を右折した際に対向車線を進行してきたオートバイと衝突。この事故により、オートバイの運転者が死亡。
7月19日	21:40	奈良県	1	国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、第1車線の道路上に仰向けに倒れていた男性に接触。この事故により、路上横臥者が死亡。
7月26日	10:00	千葉県	1	市道において、個人タクシーが空車の運行中、自転車で横断してきた歩行者をはねた。この事故により、自転車乗りが死亡。
7月27日	0:20	福岡県	1	県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、交差点において道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ衝突。この事故により、当該歩行者が死亡。

法令等の改正、お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

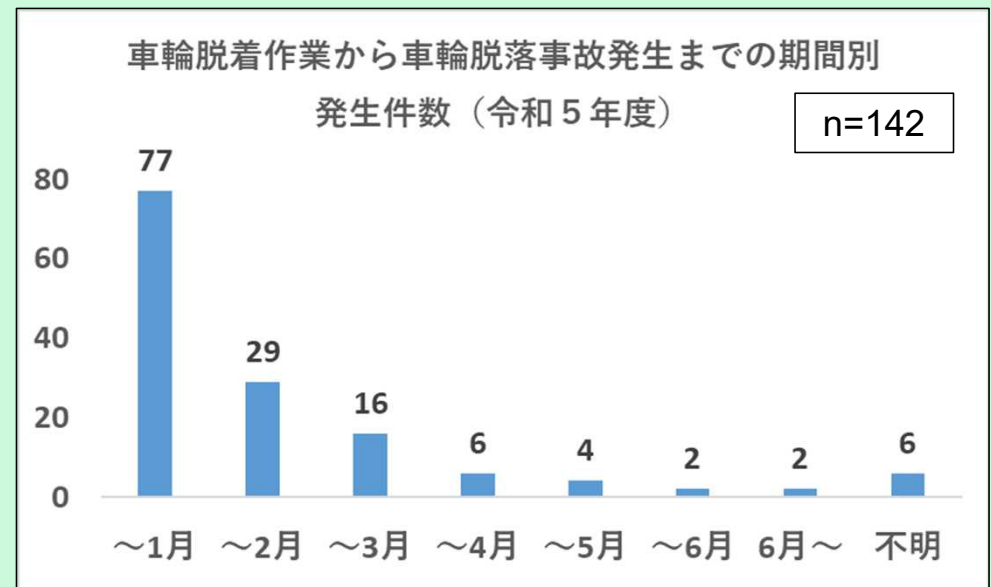
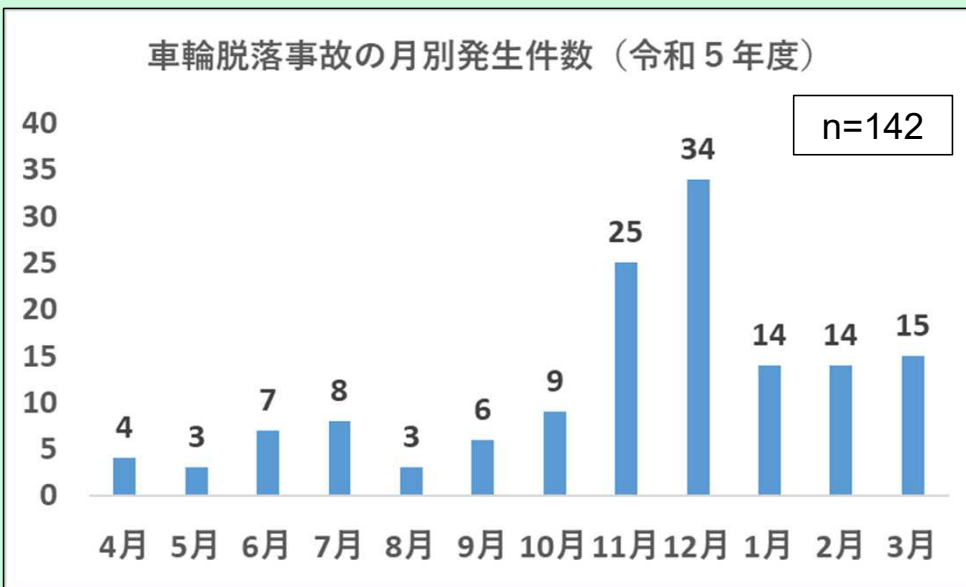
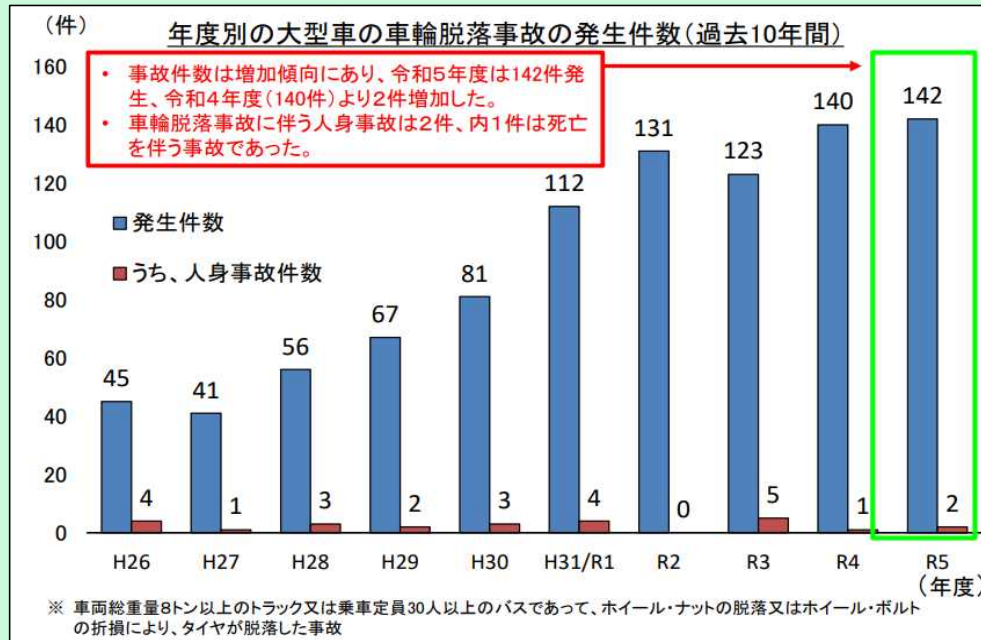
旅客（バス）、トラック

車輪脱落事故発生状況

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001765722.pdf>

主な傾向

大型車の車輪脱落事故件数は
令和5年度に142件発生。
過去最大となるなど増加傾向



約61%が**令和5年11月～令和6年2月**に発生 (冬季に集中)

約54%が**車輪脱着作業後1ヶ月以内**に発生

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

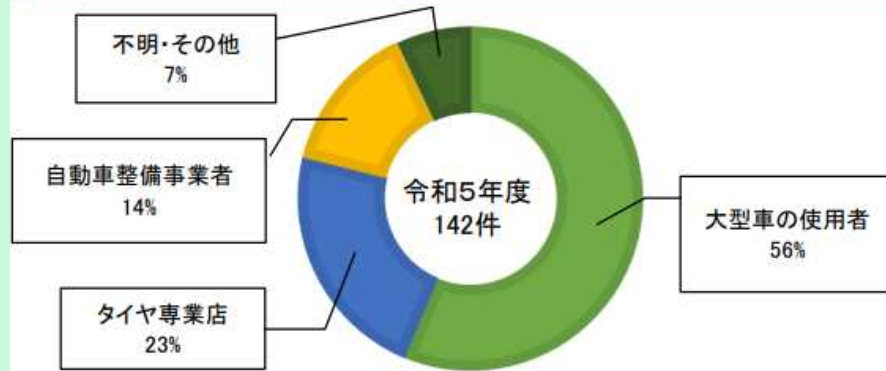
自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）、トラック

主な傾向

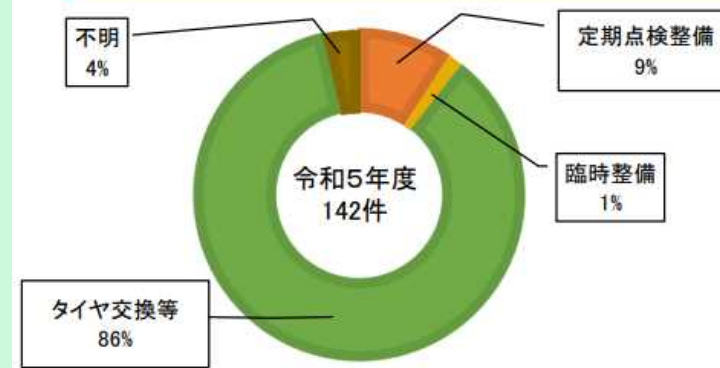
タイヤ脱着作業実施者別発生件数

➤ 約56%が大型車ユーザーによるタイヤ脱着作業後の脱落



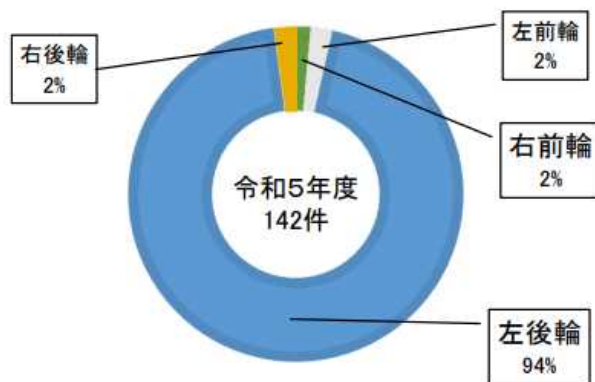
タイヤ脱着作業内容別発生件数

➤ 約86%がタイヤ交換等の実施後の脱落



車輪脱落箇所別発生件数

➤ 約94%が左後輪からの脱落



タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施(不適切)の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (80件のうち)	タイヤ専門店 (32件のうち)	整備事業者 (20件のうち)
潤滑剤塗布未実施・不適切	【40%以上】	【28.1%以上】	【35%以上】
トルクレンチ等不使用	【37.5%以上】	【12.5%以上】	【15%以上】
ホイール・ナット等清掃未実施	【16.2%以上】	【6.2%以上】	【5%以上】

作業等不備割合 ※1件に複数の不備もあり

法令等の改正、お知らせ

旅客（バス）、トラック

自動車技術安全部からのお知らせ

～車輪脱落事故防止キャンペーン（R7.2.28まで）～

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

別紙3

防ごう大型車の車輪脱落事故

おと
と
さ
さ
な
い

おとさめ
ための
点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぎ唯一かつ最善の手段です。



トルクレンチで
適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

さびたナットは
清掃交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、塗料などを取り除きます。

ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前には特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検し

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り回し方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足、アルミホイール、スチールホイールの取り回しミス(誤組み付け、取付の加減)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ナットとワッシャーとの隙間に油をなじませる!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの置き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付): 1種類 32mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	ホイールボルト、ワッシャー、ホイールナット
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

車輪脱落事故の発生原因

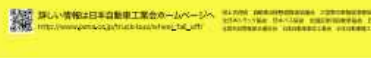
当該事故の主は発生原因は、**タイヤ交換時の作業不備**と**タイヤ交換後の保守管理の不備**の2つの要因と推定しています。

○タイヤ交換時の作業不備

- ✓ 規定の締め付けトルクで締め付けられていない
- ✓ ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆、ゴミの確認、清掃が不十分

○タイヤ交換後の保守管理の不備

- ✓ 増締めが行われていない
- ✓ 日常点検・定期点検時のホイール・ボルトの緩みの点検が不十分
- ✓ 規定の締め付けトルクで増締めがされていない
- ✓ 増締めの実施時期（距離）が遅い



自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→別紙チラシ(次のスライドをご参照ください)

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る

手数料等の額を追加(令和元年8月～)

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加(令和2年4月～)

○乗合・貸切共通:旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、**終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。**
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。**

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、**効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。**

○実施する上での留意事項

- ・ **必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること**
- ・ **回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと** 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課 (052-952-8035)

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 (058-279-3714)

愛知運輸支局 輸送・監査担当 (052-351-5312)

三重運輸支局 輸送・監査担当 (059-234-8411)

静岡運輸支局 輸送・監査担当 (054-261-2898)

福井運輸支局 輸送・監査担当 (0776-34-1602)

事務連絡
平成18年3月23日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年10月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記1. に掲げる場合に該当することについて、運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であつて、2. に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に遺憾なきよう取り計らわれない。

記

1. 効率的な運行として認める場合

(1) 一般バス

- ① 一般バス路線における運行系統であつて、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用または降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

(2) 高速バス

- ① 高速バス路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

(3) 定期観光バス

- ① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
- ② ①以外の場合であつて、予約制をとっている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

2. 事業者の遵守事項

- (1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。
- (2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ執行させること。
さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。
- (3) 当該運行を行う場合は、道路交通法第71条第1項第5の5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況については、危険な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」



自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

旅客（タクシー）

令和5年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました。

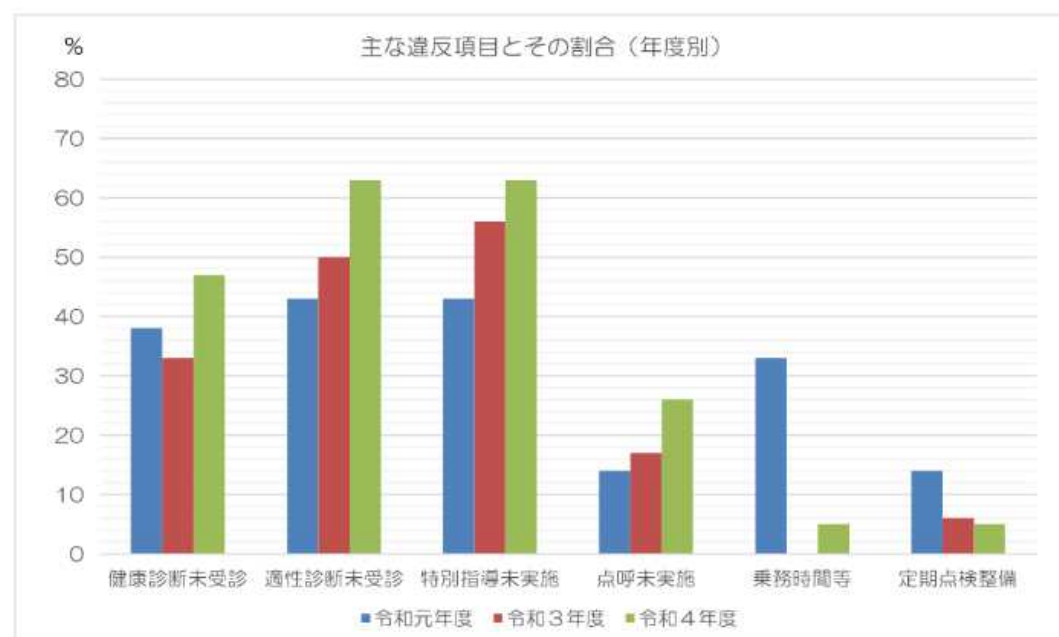
特に「**健康診断未受診**」、「**適性診断未受診**」、「**適性診断結果に基づく特別指導の未実施**」について、多くの違反を確認しました。

引き続き**適性診断**や**健康診断**の受診及び診断結果に基づく**指導の徹底**をお願いします。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	11	9	6	8	8	4	—	1
静岡	4	3	2	1	1	1	—	—
岐阜	5	3	1	2	2	—	—	—
三重	6	2	—	—	—	—	—	—
福井	5	2	—	1	1	—	1	—
計	31	19	9	12	12	5	1	1
前年度計	24	18	6	9	10	3	—	1

注) 未受診、未実施を1件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。



注) 令和2年度においては、集中監査月間を実施していません。

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

全業態

令和6年10月以降、自動車運送事業者に対する行政処分が厳しくなります。

背景概要

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が令和5年3月に設置され、取り組むべき抜本的・総合的な対策として、同年6月「物流革新に向けた政策パッケージ」として取りまとめられたところ。当該政策パッケージにおいて、悪質な事業者が利益を得るといったモラルハザードを生じさせないよう、国の監査体制を充実させ、悪質事業者に対する監査を強力に実施するほか、飲酒運転事故対策も求められていることから、当該政策パッケージに盛り込まれた項目等を具体化するため告示、通達等について所要の改正を実施。

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分の強化 (トラック・バス・タクシー)

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

	初違反	再違反
処分	100日車	200日車

●点呼の実施違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

	初違反	再違反
処分	100日車	200日車

その他運行管理に係る行政処分の強化 (トラック)

●勤務時間等告示の遵守違反

旧処分量定

	初違反	再違反
① 未遵守計5件以下	警告	10日車
② 未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車
③ 未遵守計16件以上	20日車	40日車

新処分量定

	初違反	再違反
① 未遵守計5件以下 <small>(変更なし)</small>	警告	10日車
② 未遵守計6件以上	未遵守1件当たり2日車	未遵守1件当たり4日車

●点呼の遵守違反

旧処分量定

	初違反	再違反
① 未遵守計19件以下	警告	10日車
② 未遵守計20件以上49件以下	10日車	20日車
③ 未遵守計50件以上	20日車	40日車

新処分量定

	初違反	再違反
① 未遵守計19件以下 <small>(変更なし)</small>	警告	10日車
② 未遵守計20件以上	未実施1件当たり1日車	未実施1件当たり2日車

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

令和7年2月改正・4月施行

貨物軽自動車運送事業に対する安全対策強化に伴う行政処分基準の追加

●貨物軽自動車運送事業者における事故の増加を踏まえ、貨物軽自動車安全管理者選任義務の新設等安全対策を強化。上記に伴い一般貨物自動車運送事業と同等の処分基準を規定。

安全対策① 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け **新設**

貨物軽自動車安全管理者の選任違反(選任なし)	事業停止(30日間)
貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出	○未届出 初違反:警告、再違反:10日車 ○虚偽の届出 初違反:40日車、再違反:80日車
貨物軽自動車安全管理者の講習受講義務違反	初違反:10日車、再違反:20日車

安全対策② 業務記録の作成・保存の義務付け **法令改正による適用**

業務の記録違反(全て記録なし)	初違反:30日車、再違反:60日車
業務の記録の改ざん・不実記載	初違反:60日車、再違反:120日車

安全対策③ 事故記録の保存の義務付け **法令改正による適用**

事故の記録違反(記録なし3件以上)	初違反:10日車、再違反:20日車
-------------------	-------------------

安全対策④ 国土交通大臣への事故報告の義務付け **法令改正による適用**

自動車事故報告規則に規定する事故の未届出、虚偽届出	○未届出 初違反:10日車、再違反:20日車 ○虚偽の届出 初違反:60日車、再違反:120日車
---------------------------	---

安全対策⑤ 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け **法令改正による適用**

特別な指導の実施状況(大部分不適切)	初違反:10日車、再違反:20日車
運転適性診断の受診状況(受診なし2名以上)	初違反:10日車、再違反:20日車

安全対策⑥ 貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存の義務付け **新設**

貨物軽自動車運転者等台帳の作成義務違反(全て作成なし)	初違反:20日車、再違反:40日車
-----------------------------	-------------------

※上記以外の規定についても、一般貨物自動車運送事業に準じて設定。

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

令和7年2月改正・4月施行

疾病、疲労等のおそれのある運行の業務に係る行政処分基準の強化 全モード



自動車運送事業の運転者の疾病による事業用自動車の事故報告件数が、平成26年に220件であったのが令和5年に418件と右肩上がりとなっており、健康診断の受診を徹底することにより健康起因事故の更なる低減が必要な状況であることから、処分基準を強化。

● 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行業務に従事)

未受診者数	初 違 反		再 違 反	
	1名	警 告	(変更なし)	10日車
2名	20日車	(変更なし)	40日車	(変更なし)
3名以上	現 行40日車	改正後15日車 / 未受診者1名	現 行80日車	改正後30日車 / 未受診者1名

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

令和7年2月改正・4月施行

トラック事業者の取引に関する規制措置に対する行政処分の追加 一般貨物・特定貨物・貨物軽

- 運送契約締結時の書面交付等の新設に伴い、運送契約締結時の書面交付義務、運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任義務、実運送体制管理簿の作成義務等にかかる処分基準を追加

事項	初違反	再違反
運送契約締結時の書面交付義務違反		
1 書面の交付		
① 交付なし5件以下	警告	10日車
② 交付なし6件以上15件以下	10日車	20日車
③ 交付なし16件以上	20日車	40日車
2 記載事項等の不備	警告	10日車
3 交付書面の写しの保存		
① 一部保存なし	警告	10日車
② 全て保存なし	20日車	40日車
他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反		
1 書面の交付		
① 交付なし5件以下	警告	10日車
② 交付なし6件以上15件以下	10日車	20日車
③ 交付なし16件以上	20日車	40日車
2 記載事項等の不備	警告	10日車
3 交付書面の写しの保存		
① 一部保存なし	警告	10日車
② 全て保存なし	20日車	40日車

事項	初違反	再違反
運送利用管理規程の作成・届出違反		
1 未作成	20日車	40日車
2 届出に係るもの	警告	10日車
運送利用管理規程の必要事項設定違反（規程の内容不適切）	10日車	20日車
運送利用管理者の選任違反	20日車	40日車
運送利用管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出		
1 選任（解任）の未届出に係るもの	警告	10日車
2 虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車
運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車
実運送体制管理簿の作成義務違反		
1 実運送体制管理簿の作成		
① 作成なし5件以下	警告	10日車
② 作成なし6件以上15件以下	10日車	20日車
③ 作成なし16件以上	20日車	40日車
2 記載事項等の不備	警告	10日車
3 実運送体制管理簿の備え置き		
① 一部備え置きなし	警告	10日車
② 全て備え置きなし	20日車	40日車
実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告	10日車

自動車交通部貨物課からのお知らせ

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

自動車交通部貨物課からのお知らせ

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

自動車技術安全部整備課からのお知らせ

全業態

別紙2

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

! このような改造は**不正改造**です。

**1 基準不適合マフラーの装着/
消音器の取り外し**

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



2 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を妨害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

3 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



**4 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)**

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



5 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

**6 A. 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取り外し
C. 大型後部反射器の取り外し**



7 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し



不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造車を 作らない!!! 乗らない!!!

不正改造車の使用者

整備命令の発令

↳ 従わない場合**使用停止命令**の発令



不正改造を実施した者

6ヵ月以下の懲役

又は**30**万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

自動車技術安全部整備課からのお知らせ

全業態

⚠ 不正改造チェック項目

乗用車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

○触媒等が取り外されていないか

サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車輪灯

○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車輪灯が同一色であればよい。

番号灯

○白色であるか

後退灯

○白色であるか

尾灯

○赤色であるか

制動灯

○赤色であるか

方向指示器

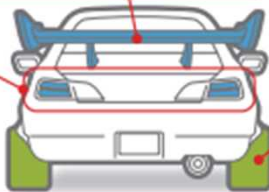
○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

○赤色であるか

ウイング

○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか 等



乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転者席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のもの不可

バックミラー

○鋭利な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

警告音

○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

○赤でないか ○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ

○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

貨物車

禁止灯火

○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

○異端汚染度は基準内であるか

二次装置

○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

二輪車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

○触媒等が取り外されていないか



整備管理者が自ら不正改造を行ったり、不正改造車と知りながら当該車両の使用を容認した場合、整備管理者の解任命令の対象となる場合があります。

⚠ 不正改造は犯罪です!

自動車技術安全部からのお知らせ

全業態

令和6年10月から、車検において「OBD検査(電子装置の検査)」追加されました。

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

クルマの電子装置の故障をみつけます

OBD検査
ポータルサイト



令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD検査)が追加されます

OBD検査は、法令により義務付けられています

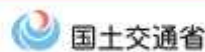
OBD検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります

OBD検査・OBD確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場



◀ OBD検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載があります

※OBD検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車



『OBD検査』についてよくある質問

OBD検査ってどうやるの?

自動車のコンピューター(OBD)に特別な診断機(検査用スキャンツール)を接続して電子装置の故障の有無を確認します

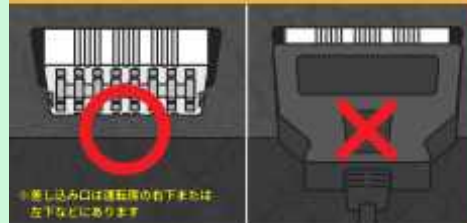


電子装置の故障が見つかった場合車検に通らないのですか

修理しなければ車検に通りません

OBD検査や故障の修理には費用がかかりますか

費用がかかります
料金は車検を受ける整備工場にご確認ください



! 診断機の差し込み口

診断機の差し込み口に他の装置がつながっている車は検査できません
車検前にとりはずしてください

※差し込み口は運転席の前または左下などにあります

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

旅客

●どんな時に速報するの？ (対象となる事案の例)

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報(平成21年12月1日施行)等

《事故》

- 1名以上の死者
- 5名以上の重傷者(乗客の場合は1名以上)
- 10名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突・接触
- 酒気帯び運転(バス)、酒気帯びを伴う事故(タクシー)
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

《事件》

- バスジャック、その他テロ等の発生(犯行予告も含む)
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・発生日時
- ・事故、事件の概要
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- ・乗客の国籍
- ・ツアーを企画した旅行会社(貸切のみ)
- ・負傷者の搬送先
- ・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ連絡

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

開庁時間外においては下記速報フォームも利用いただけます

自動車事故速報フォーム



https://www.mlit.go.jp/cgi-bin/tb/form.cgi?form.template=cb_form_ryokaku.html

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜 の8:30～17:15)	連絡先の勤務時間外 (土・日及び祝祭日含む)
愛知	052 - 351 - 5382	090-1980-3186
静岡	054 - 261 - 7622	090-1980-2482
岐阜	058 - 279 - 3715	080-4123-1106
三重	059 - 234 - 8411	090-2187-9847
福井	0776 - 34 - 1603	090-2138-1132

バスジャック発生時は090-3251-6775
(中部運輸局保安・環境課公用携帯)へ至急ご連絡願います

※電話番号のおかけ間違いにご注意願います

事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

貨物

●どんな時に速報するの？ (対象となる事案の例)

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報(平成21年12月1日施行)等

《事故》

- 2名以上の死者
- 5名以上の重傷者
- 10名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等に取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

《事件》

- テロ等の発生(犯行予告も含む)
- 報道等に取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・事故、事件の概要
- ・発生日時
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・積載物品名、数量及び漏洩した数量
- ※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

・その他、判明している事項

●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ連絡

営業所が所在する県の
運輸支局へご連絡ください

開庁時間外においては下記速報フォームも利用していただけます

自動車事故速報フォーム



https://www.1.mlit.go.jp/cgi-bin/tb/form.cgi?form.template=cb_form_kamatsu.html

運輸支局 連絡先	連絡先の勤務時間内 (祝祭日を除く月曜～金曜 の8:30～17:15)	連絡先の勤務時間外 (土・日及び祝祭日含む)
愛知	052 - 351 - 5382	090-1980-3186
静岡	054 - 261 - 7622	090-1980-2482
岐阜	058 - 279 - 3715	080-4123-1106
三重	059 - 234 - 8411	090-2187-9847
福井	0776 - 34 - 1603	090-2138-1132

※電話番号のおかけ間違いにご注意願います

中部運輸局ホームページ



中部運輸局ホームページのトップページの関連情報（政策情報）に事業用自動車の事故報告関係のページに直接リンクしたバナーを追加しました。



自動車事故報告書関係

極めて重大な事故や事件発生等緊急事態発生の際については速報をお願いいたします。どのようなときに速報が必要なのか？につきましては以下をご参照ください。

- ▶ 旅客事業者の方はこちらをご覧ください
 - ▶ 貨物事業者の方はこちらをご覧ください
- 事故速報については、次のフォームからも速報できます。
- 旅客事業者の方
 - 貨物事業者の方

※フォームから速報された場合も、念のため自署文庫へご連絡をお願いします。電話番号はこちら

自動車事故報告書

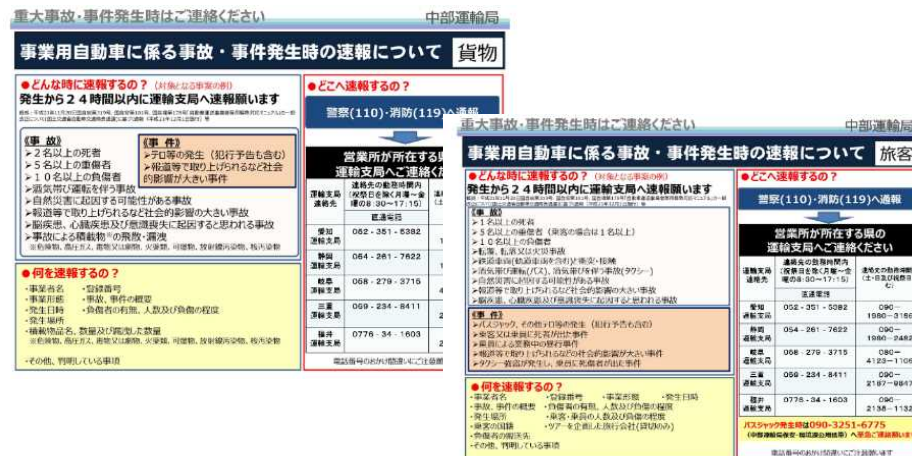
- ▶ 自動車事故報告規則
- ▶ 自動車事故報告書の記入等の取扱いについて
- ▶ 自動車事故報告書等の取扱要領について

事故報告書様式等

- ▶ 自動車事故報告書
 - ▶ 自動車事故報告書様式（PDF / Excel）
 - ▶ 記入方法（PDF）
 - ▶ 別表2（運転者の健康状態に起因する事故調査事項）（PDF / Excel）
 - ▶ 別表3（車両故障事故報告書添付票）（PDF / Excel）

速報

速報事故は、HP上の入力フォームからでも報告できます。



中部運輸局 旅客事業者用事故速報フォーム

速報種別:

メールアドレス(※必須):

事業者名(※必須):

営業所(※必須):

営業所住所:

所在地:

※市区町村以降は自由入力

担当者名(※必須):

電話番号(※必須):

事業形態:

中部運輸局 貨物事業者用事故速報フォーム

速報種別:

メールアドレス(※必須):

事業者名(※必須):

営業所(※必須):

営業所住所:

所在地:

※市区町村以降は自由入力

担当者名(※必須):

電話番号(※必須):

発生日時: 令和 年 月 日 時 分

発生場所:

(例) ○○県○○市○○町○○目○○番地 (特) 県 ○号線